

人格権侵害の準拠法に関する一考察

—ローマII規則制定後のEUにおける議論に着目して—

中 村 知 里

目 次

- I はじめに
- II ローマII規則制定過程における人格権侵害
 - 1. ローマII規則の制定過程と人格権侵害の準拠法に関する規則の検討
 - 2. 分 析
- III 人格権侵害の準拠法に関する規定の統一に向けた議論
 - 1. 見直し規定（30条）に基づく研究及び改正案の検討過程
 - 2. 学説上の議論
- IV わが国への示唆
 - 1. わが国における人格権侵害の準拠法
 - 2. 若干の検討
- V 結びに代えて

I はじめに

名誉毀損やプライバシー侵害のような、いわゆる人格に関する権利の侵害は、メディアによる放送や出版、あるいは個人のインターネット上での書き込みなどの表現行為によってなされる。わが国においては、表現の自由（憲法21条）が民主主義社会において重要な権利として憲法上保障されている一方で、名誉権やプライバシーも、憲法13条により保障されうるものである¹⁾。すなわち、

1) 例えば、北方ジャーナル事件判決（最判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）においては、「言論、出版等の表現行為により名誉侵害を来す場合には、人格権としての個人の名誉の保護（憲法13条）と表現の自由の保障（同21条）とが衝突し、その調整を要することとなるので、いかなる場合に侵害行為としてその規制が許されるかについて憲法上慎重な考慮が必要である。」とされている。また、プライバシー権については、これを自己情報コントロール権と定義し、憲法13条により保障するとの理解が通説的地位にあるとされる（長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）』↗

名誉毀損やプライバシー侵害においては、一方では表現の自由、他方では名誉やプライバシーという人権が衝突することとなる。

このような人格権侵害において、名誉やプライバシーと表現の自由との間でいかなるバランスをとり、いかなる行為を不法行為と評価するかについて、各国の実質法における価値判断は異なっている。さらに、このことは、人格権侵害の準拠法をいかに決定するかにも影響を及ぼしており、これを示す重要な例の一つが、EUにおける、契約外債務の準拠法に関する欧州議会および理事会規則（以下、「ローマⅡ規則」とする）の制定・改正をめぐる議論である²⁾。

EUにおいては、ローマⅡ規則を通じて、契約外債務の準拠法を定める抵触規則の統一がなされている³⁾。したがって、どのEU構成国が涉外的な不法行為につき法廷地国となったとしても、原則として、同一の抵触規則が適用され、同一の準拠法が指定される⁴⁾。しかし、この1条2項(g)においては、「プライバシー侵害及び名誉毀損を含む人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務」が、この規則の適用範囲から除外される旨規定されている。つまり、EUにおいてもなお、人格権侵害に関する抵触規則の統一はなされていない。とはいえ、これにより人格権侵害の準拠法に関する規定の統一を完全に断念したわけではなく、ローマⅡ規則30条2項により、欧州委員会は、「メディアにおける報道の自由及び表現の自由に関する規律、並びに、個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令に関する抵触法上の論点を考慮した、プライバシー及

↘ (有斐閣, 2017) 117頁 [土井真一] 等)。

2) Regulation (EC) No 864/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), OJ L 119, 2007, p. 40.

3) ローマⅡ規則の制定過程一般についてわが国で紹介するものとして、佐野寛「EU 国際私法はどこへ向かうのか? ——ローマⅡ規則を手がかりとして」国際私法年報14号(2012) 35-43頁、出口耕自「ローマⅡおよび通則法における名誉毀損」上智法學論集54巻2号(2010) 5-9頁等。

4) なお、ローマⅡ規則は、EU域外の国の法が準拠法となる場合についても同様に適用される(3条)。

び人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務の準拠法の領域における状況に関する研究」を提出することとされていた。これに基づき、2009年2月には、「プライバシー及び人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務の準拠法に関する27の構成国における状況についての比較研究」と題された報告書（以下、「Mainstrat Study」とする）が出されている⁵⁾。また、この研究も踏まえ、欧州議会においても、ローマII規則に人格権侵害の準拠法に関する規定を追加することの検討・提案がなされている⁶⁾。

本稿では、ローマII規則制定後のこれらの議論に着目し、人格権侵害の準拠法についていかなる規則が検討されているかを明らかにすることで、わが国の国際私法への示唆を得たいと考える⁷⁾。以下では、ローマII規則制定過程における議論を簡単に確認した後（II）、ローマII規則制定後に出された上記報告書や欧州議会からの提案、その他学説上の議論を取り扱う（III）。その後、わが国における名誉毀損等の準拠法に関する通則法の規定も踏まえて、若干の検

5) Comparative study on the situation in the 27 Member States as regards the law applicable to non-contractual obligations arising out of violations of privacy and rights relating to personality, JLS/2007/C4/028.

6) 後述Ⅲ1.(2)における各文書及び決議を参照。

7) ローマII規則の制定過程において人格権侵害の準拠法に関する規定についていかなる議論がなされていたか検討するものとして、出口・前掲注3・10-30頁、ベネディクト・ブフナー・渡辺惺之（訳）「国際不法行為法における人格権侵害——EUローマII規則制定の動向——」立命館法学311号（2007）160-172頁がある。これらにおいても当事者間の権利の衝突等を考慮した詳細な検討がなされているが、本稿は、ローマII規則制定後になされた分析や検討を主として扱う。ローマII規則制定の際に、人格権侵害の準拠法に関する規定につき合意に達することができなかったため、それ以降の議論においては、当事者間の利益の調整がとりわけ重視されるように思われる。また、ローマII規則制定後に、人格権侵害の国際裁判管轄に関する状況の変化もあり、このことが準拠法選択に影響を及ぼしうる点も注目される。

なお、人格権侵害においては、名誉毀損等の直接の行為者への請求だけでなく、その行為がなされる場所を提供するプラットフォーム等の仲介者に対する請求も重要となろう。しかし、本稿では、前者、すなわち名誉毀損等に当たる表現行為をなした者と、その被害者との間で問題となる人格権侵害のみに焦点を当てたい。後者については、仲介者の置かれる立場や意義を踏まえて、別途検討すべきであるように思われる。

討を行う(IV)。

II ローマII規則制定過程における人格権侵害

1. ローマII規則の制定過程と人格権侵害の準拠法に関する規則の検討

上述の通り、ローマII規則の制定過程においては、人格権侵害の準拠法に関する規則を置くことが検討されたが、最終的には適用範囲から除外されている。

(1) 欧州委員会案⁸⁾

ローマII規則の制定に向けて、2003年7月22日、欧州委員会による最初の提案がなされた。この提案においては、プライバシー権侵害及び人格権侵害の準拠法について、特則が置かれている。すなわち、その6条1項は、プライバシー侵害及び人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務につき、原則として不法行為に関する一般規則(3条)に従うが、そうして指定された準拠法の適用が表現及び報道の自由に関する法廷地の基本原則に反するときには、法廷地法によることを定める。また、2項により、反論権及びこれに類似する措置については、出版者等の常居所地法によることも定められている。

委員会案における一般規則(3条)は、原則として、結果発生地法を不法行為の準拠法とするものである⁹⁾。ここでの結果発生地法は、出版物による名誉毀損を例とすると、出版物が頒布され、かつ、被害者の名誉が侵害されたと主

8) Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council on the Law Applicable to Non-Contractual Obligations ("Rome II"), COM (2003) 427 final. 本提案における人格権侵害の準拠法についてわが国において紹介するものとして、佐野寛「契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則(ローマII)案について」岡山大学法学会雑誌54巻2号(2004)43頁、294-292頁、高杉直「ヨーロッパ共同体の契約外債務の準拠法に関する規則(ローマII)案について——不法行為の準拠法に関する立法論的検討——」国際法外交雑誌103巻3号(2004)12-13頁、出口・前掲注3・13-16頁、ブフナー・前掲注7・165頁。

9) ただし、当事者が同一の国に常居所を有する場合(3条2項)及びより密接な関係がある場合(3条3項)についての例外条項も置かれている。

張されている国の法となる。結果発生地をこのように解すると、構成国であるA国の裁判所は、A国法に完全に適合した出版について他の構成国や第三国の法を適用するという状況になりうるが、これによって自国の出版者に対して不利な判断をすることは、A国における憲法上の出版の自由を侵害しようという懸念が生じるとされる。このような懸念から、本提案の6条1項は、出版の自由との関係で当該外国法の適用が公序に反するときは、法廷地法によると明示したのである¹⁰⁾。なお、本提案は、単一の訴訟で複数の国において生じた損害について賠償を請求する場合に、複数の結果発生地法をモザイク的に適用することを前提としている¹¹⁾。

(2) 欧州議会案¹²⁾

以上の委員会案は、欧州議会の審議に付され、そこでは大幅な修正提案がなされた。その上で、これに基づいた規則案が公表されている。この議会案にも人格権侵害の準拠法に関する特則が置かれているが、その内容は、上述の委員会案とは大きく異なっている。

議会案は、その5条1項において、プライバシー侵害及び人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務について、「損害の最も重要な要素が生じる国の法」を準拠法とする。出版物又は放送による侵害の場合、この国は、出版物又は放送が主として向けられている国、これが不明のときには編集管理がなされる国となる。さらに、出版物又は放送が向けられている国は、出版物又は放送

10) Commission Proposal, *supra* note 8, p. 18; 佐野・前掲注8・292頁, 出口・前掲注3・14頁, プフナー・前掲注7・165頁, 高杉・前掲注8・13頁。

11) Commission Proposal, *supra* note 8, p. 18; 佐野・前掲注8・293-292頁, 出口・前掲注3・14頁。このような考え方は、出版物による名誉毀損の国際裁判管轄に関する *Shevill* 判決 (*Fiona Shevill, Ixora Trading Inc., Chequepoint SARL, Chequepoint International Ltd v. Presse Alliance SA* (C-68/93), ECLI:EU:C:1995:61) における判断を前提としている。本判決については後述する。

12) Position of the European Parliament adopted at first reading on 6 July 2005 with a view to the adoption of Regulation (EC) No .../2005 of the European Parliament and of the Council on the law applicable to non-contractual obligations (ROME II), OJ C 157 E, p. 371. 出口・前掲注3・16-17頁, プフナー・前掲注7・165-166頁。

に用いられる言語、購読者や視聴者数の全体に対して各国の購読者や視聴者数の占める割合、あるいはそれらの要素の組み合わせにより決定される。また、この規定はインターネットその他の電子ネットワークにおける出版にも準用されるとする（3項）。なお、2項により、反論権又はこれに類似する措置、予防的措置又は差止めについては、出版者等の常居所地法によるとしている。

(3) その後の過程及びローマII規則の制定

上述の欧州議会の異議を踏まえて、欧州委員会は、2006年2月、修正案を公表した¹³⁾。ただし、欧州委員会は、人格権侵害につき、上述の欧州議会案を退けている。その上で、修正案では、メディアによるプライバシー侵害及び人格権侵害が、規則の適用範囲から除外された（1条2項（h））。他方、メディア以外による人格権侵害は、一般規則によることとされた。

この修正案の中で、欧州委員会は、上記欧州議会案を退ける理由として、以下の2点を挙げる¹⁴⁾。第1に、欧州議会案は、メディア寄りに過ぎるという点、第2に、欧州議会案は、多くの構成国が採用する抵触規則を反映していないという点である。

さらに、このような欧州委員会及び欧州議会の動きに対し、EU 理事会は、2006年9月、「共通の立場」を採択した¹⁵⁾。この1条2項（g）においては、メディアによる侵害に限らず、プライバシー侵害及び名誉毀損を含む人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務のすべてが、規則の適用範囲から排除さ

13) Amended proposal for a European Parliament and Council Regulation on the law applicable to non-contractual obligations ("Rome II"), COM (2006) 83 final. 出口・前掲注3・17頁、ブフナー・前掲注7・166頁。

14) Amended proposal, *supra* note 13, p. 6. 出口・前掲注3・23頁、ブフナー・前掲注7・166頁。

15) Common Position (EC) No 22/2006 of 25 September 2006 adopted by the Council, acting in accordance with the procedure referred to in Article 251 of the Treaty establishing the European Community, with a view to adopting Regulation of the European Parliament and of the Council on the law applicable to non-contractual obligations (ROME II), OJ C 289 E, 2006, p. 68. 出口・前掲注3・17頁、ブフナー・前掲注7・166-167頁。

れている。ただし、これは、現段階においては人格権侵害に関する規定を置かないという判断であり、この論点については引き続き検討すべきであるとする(30条参照)。

それでもなお、欧州議会は、上述の欧州議会案((2)参照)と同様の規定を置くべきだとしていた¹⁶⁾。しかし、欧州議会の修正案はやはり拒否され、調停委員会による共同案においても、プライバシー侵害や人格に関する権利の侵害の準拠法に関する規定は置かれなかった¹⁷⁾。かくして、上述の通り、プライバシー侵害及び名誉毀損を含む人格に関する権利の侵害はローマII規則の適用範囲から除外され、積み残しの問題とされた。

2. 分 析

(1) 欧州委員会と欧州議会の提案の相違

以上の通り、ローマII規則の制定過程における人格権侵害に関する規則については、欧州委員会の提案と欧州議会の提案との間に大きな差異が存在し、合意に達することができなかった。この立法過程における議論についてはわが国でもすでに詳細な分析がなされているが¹⁸⁾、本稿における分析に関する限りで整理すると、これらの見解の対立については、以下のように述べることができよう。

第1に、人格権侵害という、表現の自由と人格権との対立が存在する不法行為につき、加害者となるメディア等と被害者のいずれに着目した連結政策を採用するかという点において、これらの見解は異なっている。欧州委員会の提案は、人格権侵害の結果発生地の法、すなわち、人格権を侵害する出版物等が頒

16) on the Council common position for adopting a regulation of the European Parliament and of the Council on the law applicable to non-contractual obligations ("ROME II"), A06-0481/2006, Art. 7a.

17) on the joint text approved by the Conciliation Committee for a regulation of the European Parliament and of the Council on the law applicable to non-contractual obligations ("Rome II"), C6-0142/2007.

18) 出口・前掲注3・19-30頁、プフナー・前掲注7・168-171頁。

布され、被害者の権利が侵害された地の法を準拠法とするのであり、結果として、被害者が常居所を有する国の法が準拠法となることが多いと指摘されている¹⁹⁾。また、複数の国が結果発生地となる場合もあることを考慮すると、このような規定は、メディアや出版者が多数の外国法の下で訴えられうることを意味し、表現の自由を脅かすことになるとの批判があった²⁰⁾。さらに、この批判との関係で、インターネット上での公表物による侵害の場合には、あらゆる地が結果発生地となりうることも指摘される²¹⁾。このように、比較的被害者寄りのものと評価される欧州委員会の提案に対し、欧州議会の提案は、上述の通り、メディア寄りの規定だと批判されていた。欧州議会案は、「損害の最も重要な要素が生じる国」に着目していることから、結果発生地法主義によるものと考えられるが、実際上は、出版物又は放送による侵害につき、出版物等が主として向けられている国の法を一次的な準拠法とするものであり、これは出版者等の本拠地の法と一致する場合が多いであろう²²⁾。これが不明な場合における二次的な準拠法も、当該出版物等の編集管理がなされる国の法を準拠法とするのであるから、メディアに有利な規定と評価される²³⁾。

19) Mainstrat Study, *supra* note 5, p. 74. なお、欧州委員会は、当該提案以前の準備案において、被害者の常居所地法を準拠法とする規定を採用していた（出口・前掲注3・11-13頁）。これに対してメディアから批判がなされたことを踏まえて、当該提案は、加害者側が出版物をその国において頒布したことも要件とし、さらに、法廷地の公序（報道の自由）に反する場合に関する規定も置かれていた（Mainstrat Study, *supra* note 5, p. 73. ただし、公序に関する規定はいずれにせよ存在するため、欧州委員会案6条1項の例外に関する規定は不要であったと指摘する）。

20) European Union Committee of House of Lord, The Rome II Regulation, HL Paper 66 (2004), p. 36; David Kenny and Liz Heffernan, Defamation and privacy and the Rome II Regulation, in P. Stone & Y. Farah (ed.), *Research Handbook on EU Private International Law* (Edward Elgar, 2017), pp. 319-320.

21) House of Lords Report, *supra* note 20, p. 37, Kenny and Heffernan, *supra* note 20, p. 320.

22) Mainstrat Study, *supra* note 5, p. 74; Csongor István Nagy, The Word is a Dangerous Weapon: Jurisdiction, Applicable Law And Personality Rights in EU Law – Missed and New Opportunities, *Journal of Private International Law*, Vol. 8 No. 2 (2012), p. 283. また、出口・前掲注3・17頁。

23) ただし、編集管理がなされる国の法はあくまでも二次的な準拠法であること、

第2に、準拠法決定の際に裁判官に大幅な裁量を認めるか否かという観点において、欧州委員会案と欧州議会案は異なっているとされる²⁴⁾。欧州議会案によれば、「損害の最も重要な要素が生じる国」の法がどこの法となるのかについて、裁判所は柔軟に判断することが可能となる。他方、ローマII規則は、予測可能性と法的安定性を重視し、裁判官の大幅な裁量は認めないものとされている²⁵⁾。ローマII規則における不法行為の準拠法に関する一般規則（4条1項）と同じく結果発生地法を準拠法とする欧州委員会の提案は、この点においては、ローマII規則において採用されやすいものであったと考えられる。

(2) 国際裁判管轄に関する EU の状況

以上のような人格権侵害の準拠法に関する議論は、EUにおける人格権侵害の国際裁判管轄の取扱いを前提としている²⁶⁾。したがって、この点についても

ㄨ 出版物が向けられているか否かという基準が世界的に頒布される出版物について利用可能なものか疑問であること、文言が不明確であることから、議会案はメディアにとっても満足できるものでなかったとの指摘がある (Kenny and Heffernan, *supra* note 20, p. 322.)。なお、欧州議会側の中心的役割を担ったのは英国の Diana Wallis であり (出口・前掲注3・16頁, 佐野・前掲注3・38頁), この欧州議会案は、英国の意見を強く反映したものであるとされる (See, Kenny and Heffernan, *supra* note 20, pp. 320-322)。

24) 出口・前掲注3・20-23頁。

25) Jan von Hein, Something Old and Something Borrowed, but Nothing New - Rome II and the European Choice-of-Law Evolution, *Tul. L. Rev.* Vol. 82 (2008), p. 1689; Michael von Hinden, Ein europäisches Kollisionsrecht für die Medien. Gedanken zur Fortentwicklung der Rom II-Verordnung, in *Festschrift für Jan Kropholler zum 70. Geburtstag* (Mohr, 2008), S. 584-585. また、佐野・前掲注3・49頁, 出口・前掲注3・21-22頁。なお、ローマII規則4条は、結果発生地法を原則的な準拠法とするが、加害者と被害者の共通居所地法及び明らかにより密接な関係がある地の法の適用も定めている (佐野・前掲注3・43-45頁)。

26) EUにおける人格権侵害の国際裁判管轄について近時の判例まで扱うものとして、出口耕自「インターネット名誉毀損における結果発生地」国際法外交雑誌118巻1号(2019)1頁, 野村秀敏「インターネット上の法人の人格権侵害事件と国際裁判管轄——EU司法裁判所2017年10月17日判決について——」専修ロージャーナル15号(2019)1頁, 拙稿「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析——EU及びドイツの議論の検討——(1)-(6・完)」法学論叢183巻4号(2018)28頁, 184巻2号(2018)47頁, 184巻5号(2019)30頁, 185巻3号

概観しておく必要がある。EU では、ブリュッセル Ia 規則（上述の議論の当時におけるブリュッセル条約及びブリュッセル I 規則）により、原則として構成国内に住所を有する者を被告とする訴訟について、国際裁判管轄に関する規則の統一がなされている²⁷⁾。ブリュッセル Ia 規則 7 条 2 号（ブリュッセル条約 5 条 3 号及びブリュッセル I 規則 5 条 3 号）によると、不法行為事件の国際裁判管轄は、「損害をもたらす事実が発生したか、発生するおそれのある地」に認められるところ、これは、不法行為の加害行為地と結果発生地の双方を指すものと解されている²⁸⁾。

(a) ローマ II 規則制定当時における人格権侵害の国際裁判管轄

出版物による名誉毀損におけるこれらの解釈について判断したのが、*Shevill* 判決である²⁹⁾。本判決によれば、加害行為地は出版者の営業所所在地であり、結果発生地は、その地で被害者が知られている限りにおいて、名誉を毀損する当該出版物が頒布された地である³⁰⁾。その上で、結果発生地の裁判所は、被害者の評判に対してその国において生じた損害を審理する管轄を有する

↘号 (2019) 32頁, 185巻 5号 (2019) 91頁, 186巻 1号 (2019) 41頁等。

27) 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約 (OJ L 299, 1972 p. 32) を改正・規則化したものが民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認執行に関する2000年12月22日の理事会規則 (EC) 44/2001 (ブリュッセル I 規則) (OJ L 12, 2001, p. 1) である。上述の議論がなされている際にはこの規則が前提とされているが、その後、さらに改正がなされたものが、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則 (EU) 1215/2012 (ブリュッセル Ia 規則) (OJ L 351, 2012, p. 1) である。

28) *Handelskwekerij G. J. Bier BV v. Mines de Potasse d'Alsace SA* (21/76), ECLI:EU:C:1976:166, para. 19.

29) *Shevill*, *supra* note 11. 本判決をわが国において紹介するものとして、中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所1995年3月7日判決について」法学論叢142巻5・6号 (1998) 192頁, 芳賀雅顯「名誉毀損の国際裁判管轄」櫻井雅夫編『EU 法・ヨーロッパ法の諸問題』(信山社, 2002) 435頁, 同「名誉毀損の国際裁判管轄」石川明 = 石渡哲編『EU の国際民事訴訟判例』(信山社, 2005) 95頁等。

30) *Shevill*, *supra* note 11, paras. 24, 29. なお、加害行為地は、通常、被告の普通裁判管轄と一致する。

とされ、いわゆるモザイク理論が採用されている³¹⁾。

このことを踏まえると、国際的な名誉毀損に関する訴訟については、①全損害について加害者の営業所所在地において提起するか、②その国において生じた損害に限定して出版物の頒布地において提起するかを原告が選択することになる。上述の欧州委員会案による場合、②ではそれぞれの国において法廷地法が適用されることになるが、①では、各結果発生地（出版物の頒布地）の法がそれぞれの国における結果についてモザイク的に適用される³²⁾。他方、欧州議会案によれば、①と②のいずれの場合においても、単一の法が準拠法となると考えられる。

しかし、ローマⅡ規則から人格権侵害に関する規定が排除された結果、渉外的な人格権侵害が各構成国の裁判所において問題となる場合、それぞれの国の抵触規則が適用されることになる。このことと *Shevill* 判決における国際裁判管轄の取扱いを前提とすると、①原告が加害者となる出版者等の営業所所在地において訴える場合、出版者にとって身近な、当該国の抵触規則に基づき準拠法が決定される。②原告が結果発生地で訴える場合にも、当該国の抵触規則に基づき準拠法が決定されることには変わりはないが、当該結果発生地国において生じた損害についてしか訴えられないこととなる。このことは、出版者等の立場について、興味深い帰結をもたらすといえよう。すなわち、出版者は、自身にとって重大な、各国において生じたすべての損害に関する訴訟について、それが自身の営業所所在地において提起され、自身の慣れ親しんだ抵触規則により準拠法が定められることを期待できたとも考えられる³³⁾。

(b) 人格権侵害の国際裁判管轄に関するその後の展開

ローマⅡ規則制定当時における国際裁判管轄に関する EU の状況は以上の通りであるが、その後、人格権侵害の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所の判決が複数下されており、この状況に変化が見られる。

31) *Shevill*, *supra* note 11, para. 30.

32) 出口・前掲注3・30頁。

33) *Kenny and Heffernan*, *supra* note 20, p. 329.

ここで最も重要となるのは、*eDate Advertising* 及び *Martinez* 判決（以下、「*eDate* 判決」とする）である³⁴⁾。この判決では、インターネット上でなされた自然人の人格権侵害の国際裁判管轄が問題となっている。欧州司法裁判所は、上述の *Shevill* 判決において認められたモザイク理論を維持しつつ、被害者の利益の中心が所在する構成国の裁判所に、生じたすべての損害について審理判断することができる管轄を肯定した³⁵⁾。この「被害者の利益の中心」は、一般にその常居所と一致するが、職業活動の遂行のような他の要素が存する国との特に密接な結びつきの存在を確立しうる場合、常居所を有しないその構成国においてその利益の中心を有することもありうるとされている³⁶⁾。本判決により、インターネット上で人格権を侵害された原告には、①加害者の営業所所在地国において全損害について訴えるか、②各結果発生地国、すなわちインターネット上に置かれた内容へとアクセス可能な国において、その国において生じた損害についてのみ訴えるという選択肢に加えて、③自身の利益の中心が所在する国において全損害について訴えるという第三の選択肢が認められることとなった。

さらに、欧州司法裁判所は、2017年に下された *Bolagsupplysningen* 判決において、法人の人格権侵害の国際裁判管轄及び差止訴訟とモザイク理論との関係について判断している³⁷⁾。前者につき、本判決は、*eDate* 判決において認められた「被害者の利益の中心」基準が、被害者を法人とするインターネット上での人格権侵害にも妥当するとした³⁸⁾。この場合、被害者の利益の中心は、そ

34) Joint Cases *eDate Advertising GmbH v. X* (C-509/09) and *Olivier Martinez, Robert Martinez v. MGN Limited* (C-161/10), ECLI:EU:C:2011:685. 本判決をわが国において紹介するものとして、安達栄司「インターネットにおける人格権侵害の国際裁判管轄」国際商事法務41巻2号（2013）282-287頁、出口・前掲注26・9-10頁、野村・前掲注26・4頁、拙稿(2)・前掲注26・48-57頁等。

35) *eDate* and *Martinez*, *supra* note 34, paras. 44-51.

36) *Ibid.*, para. 49.

37) *Bolagsupplysningen OÜ, Ingrid Ilsjan v. Svensk Handel AB* (C-194/16), ECLI:EU:C:2017:766. 本判決をわが国において紹介するものとして、出口・前掲注26・10-11頁、野村・前掲注26・7-16頁、拙稿(2)・前掲注26・57-61頁。

38) *Bolagsupplysningen*, *supra* note 37, para. 38.

の商業的名声が最も堅固に確立されている地、すなわち、その法人の経済活動の主たる部分が行われている地であるとされている³⁹⁾。また、後者について、裁判所は、インターネット上での人格権侵害により生じたすべての損害について管轄を有する裁判所でのみ、人格権を侵害する情報の訂正請求や削除請求をすることができるとする⁴⁰⁾。すなわち、モザイク理論に基づき損害の一部に関する管轄のみが認められる裁判所は、これらの請求について審理判断することができない。

このように、インターネット上での人格権侵害の場合、被害者が自然人であるか法人であるかにかかわらず、*Shevill* 判決において認められた管轄に加えて、被害者の利益の中心が所在する国にも全損害について審理判断できる管轄が認められることとなった⁴¹⁾。このことは、国際裁判管轄に関するモザイク理論を前提になされていた、抵触規則の検討にも影響を及ぼすであろう。さらに、(a)において確認したような、抵触規則が統一されていないことから受けるメディアのメリットを損なう結果となりうる⁴²⁾。すなわち、被害者は、自身の利益の中心においても全損害について訴えることができるため、全損害についての損害賠償請求や差止請求を行いたい場合にも、加害者たるメディアの営業所所在地国において訴えなくともよい。そのため、インターネット上での人格権侵害については、被害者の利益の中心が所在する国において、メディアにとって馴染みのない抵触規則により準拠法の決定がなされることが多くなるで

39) *Ibid.*, paras. 41-42.

40) *Ibid.*, paras. 47-48.

41) ただし、以上の事件では、被害者が問題となる記事等で直接に言及されていたのであり、最近の欧州司法裁判所の判例によれば、「被害者の利益の中心」が所在する国の裁判所に生じた全損害についての管轄が認められるのは、問題となっている記事等に、直接的または間接的にその者を個人として特定しうる客観的かつ検証可能な要素が含まれている場合に限られるとされている (*Mittelbayerischer Verlag KG v. SM* (C-800/19), ECLI:EU:C:2021:489, paras. 35, 42)。そうでなければ、紛争と裁判所との間に密接関連性は存在せず、被告の予測可能性や法的確実性を害するからである (*Ibid.*, paras. 37-41.)。

42) See, Kenny and Heffernan, *supra* note 20, p. 332.

あろう。この点において、*Shevill* 判決のみが前提とされていた当時よりも、他の構成国の抵触規則が重要な意義を有するようになり、ひいては、EU 域内における抵触規則の統一がメディアにとっても利益となるように思われる。

III 人格権侵害の準拠法に関する規定の統一に向けた議論

1. 見直し規定（30条）に基づく研究及び改正案の検討過程

上述の通り、欧州委員会は、ローマII規則30条2項により、2008年末までに、プライバシー及び人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務の準拠法の領域における状況に関する研究を提出することとされていた。そして、2009年2月には、「プライバシー及び人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務の準拠法に関する27の構成国における状況についての比較研究」(Mainstrat Study)が公表されている。その後、欧州議会法務委員会によって、この研究を踏まえた作業文書が複数出され、さらには、2012年5月、人格権侵害の準拠法に関する規則を追加することについての欧州委員会への勧告を伴う欧州議会決議がなされた。

(1) Mainstrat Study における分析と提案

Mainstrat Study は、EU 法及び各構成国の国内法（実質法及び抵触法）に関する調査や、専門家及びメディア等に対するアンケートを踏まえた分析を行い、人格権侵害の準拠法に関する現在の状況をいかにして克服するかについて検討を行っている⁴³⁾。

(a) 構成国間での実質法及び抵触法の相違

本研究によれば、EU 域内においても人格権保護の水準は国によってさまざまな側面において異なっているとされる。第1に、人格権を憲法によって明示的に保護しているか否か、いかなる水準で保護しているかという点において差異が存在する⁴⁴⁾。第2に、人格権侵害を刑罰的性質のものとするか否か、いか

43) See, Mainstrat Study, *supra* note 5, pp. 24-34.

44) *Ibid.*, pp. 40-41. ただし、欧州レベルでは、国境を超えて共通する憲法上の価値が確立されつつあるとも指摘される (*Ibid.*, p. 41.)。この点において、EU 構成

に扱うかという点が異なっている⁴⁵⁾。第3に、人格権侵害に関する私法上の規範の発展の程度が国によって異なっている⁴⁶⁾。

さらに、EU 構成国の法的伝統の多様性は、各国の抵触規則にも反映されているとする⁴⁷⁾。ただし、多くの構成国には人格権侵害に関する特則がなく、一般的な不法行為に関する抵触規則が適用される場所、この抵触規則は、一般に、不法行為地法を準拠法とする⁴⁸⁾。その中でも、人格権侵害の場合には、一般的に隔地的な、さらには拡散型の不法行為となるため、加害行為地と結果発生地のいずれに着目するのか（あるいは、双方が準拠法となりうるとして当事者の選択に任せるのか）、結果発生地が複数存在するときの準拠法をいかに考えるのかという点において、差異が存する。なお、本研究によれば、不法行為地法として結果発生地法（人格権侵害の場合、被害者の住所地国等の法）を適用することが多いとされる⁴⁹⁾。

このような規定に対し、英国等のいくつかの国においては、人格権侵害につき、ダブルアクションナビリティールールが用いられている⁵⁰⁾。このルールは、不法行為の成立について、外国法が不法行為の準拠法となる場合、その準拠法と

↘国は、EU 基本権憲章や欧州人権条約に定められた権利を尊重しなければならないが、EU 基本権憲章8条には個人データの保護に対する権利について、欧州人権条約8条には私生活及び家族生活の尊重を受ける権利についての規定が置かれている。

45) *Ibid.*, p. 44. これによれば、多くの構成国においては人格権侵害が犯罪とされているが、いくつかの構成国においては名誉毀損の非犯罪化や刑罰の緩和がなされているとされる (*Ibid.*, pp. 42-43.)。

46) *Ibid.*, pp. 50-51. 個人情報や私生活に関する権利の保護に関する特別法の有無や、報道に関する特別法の有無において差異があるとする (*Ibid.*, pp. 47-50.)。

47) *Ibid.*, p. 77.

48) *Ibid.*, pp. 79-89.

49) *Ibid.*, pp. 79-89, 120. なお、EU に限るものではないが、同様の指摘をするものとして、Symeon C. Symeonides, *Cross-Border Infringement of Personality Rights via the Internet* (Brill, 2021), pp. 109-110.

50) Mainstrat Study, *supra* note 5, pp. 89-94. この点についてわが国において紹介するものとして、種村佑介『国際不法行為法の研究』（成文堂、2017）258-259頁、岩本学「ライバルツーリズムのメカニズムと今後——わが国への影響に関する考察——」富大経済論集64巻3号（2019）520頁等。

国内法の双方により不法でなければならないとするものである。これにより、人格権侵害において、表現の自由をより制限するような外国法が準拠法となる場合に、自国法における表現の自由を保護することができる⁵¹⁾。もっとも、このようなルールは EU 全体から見れば支持されているとはいいがたく、本研究のアンケートによれば、法廷地法が適用されるのは、準拠法として選択された法が法廷地の国際的な公序に反する場合のみでよいと考える立場が多数であったとされる⁵²⁾。

以上のような、人格権侵害について不法行為に関する一般規則を適用する国に対して、人格権侵害の準拠法に関する特則を置いている国もある。本研究において挙げられている特則はいずれも、不法行為地法主義を基礎とするものである。すなわち、加害行為地法（あるいは加害者の営業所所在地法等）や結果発生地法（あるいは被害者の住所地法等）を準拠法としているが、さらに、これらの国の特則においては、複数の法から被害者が準拠法を選択できるとしている⁵³⁾。ただし、国によっては、被害者が結果発生地法や被害者の常居所地法等を選択するためには、加害者の予見可能性が必要とされている⁵⁴⁾。

なお、以上の規定に加えて、当事者間での準拠法の選択を認める国や、当事者の共通の国籍や常居所、最密接関係地に基づく例外条項を認める国もある⁵⁵⁾。

51) Mainstrat Study, *supra* note 5, p. 91.

52) *Ibid.*, pp. 127-128. なお、現在では、英国が EU から離脱している点にも留意する必要があるように思われる。

53) *Ibid.*, pp. 94-100. ここでは、ハンガリー、リトアニア、ベルギー、ブルガリア、ルーマニアが挙げられており、ハンガリー以外では、複数の選択肢の中から被害者が準拠法を選択できるとされている。なお、ハンガリーにおいても、新しい国際私法典（2017年）の23条により、法廷地法、被害者の利益の中心の法、被害者の常居所地法、加害者の常居所地法から選択することを認める規定となった（Symeonides, *supra* note 49, pp. 102-104）。また、本研究の後に特則を置いた EU 構成国として、ポーランド、チェコがあるが、いずれも複数の法の中から被害者による準拠法選択を認めている（*Ibid.*）。

54) ベルギー、ブルガリア及びルーマニアにおいて、予見可能性要件が課されているとされる（Mainstrat Study, *supra* note 5, pp. 97-100.）。

55) *Ibid.*, pp. 100-106.

(b) 人格権侵害に関する抵触規則の統一

このように構成国の法体系が多様であることにより、人格権侵害に関する抵触規則が統一されていない現状においては、国境を超えた紛争における法的不安定性、不確実性をもたらされ、EUの域内市場を適切に機能させるという点においても悪影響がある⁵⁶⁾。したがって、国境を超えた人格権侵害において、少なくともEU内においては統一的な取扱いがなされるように、EU内における法統一の必要性が指摘されている。この方法の一つが、抵触規則の統一である⁵⁷⁾。

そこで、まずは、加害者と被害者の利益の均衡を確保し、合意を得ることができるような、中立的な抵触規則の作成について検討している。一般的に、不法行為地法を準拠法とすることは、法律関係との近接性や当事者の予見可能性に基づくものであり、被害者保護のためのものではない、中立的な規則であるとされる⁵⁸⁾。しかし、とりわけ上述した人格権侵害についての特則には、被害者が準拠法を選択できるとするものもあり、これらは被害者の立場を有利にするものである⁵⁹⁾。本研究は、これらの検討を踏まえ、さらにアンケートを行った上で、大多数の意見としては、人格権侵害における両当事者間の権利が同等の重要性を有するものであり、制定する抵触規則は中立なものでなければならぬことを前提とする⁶⁰⁾。

56) *Ibid.*, pp. 51, 141.

57) *Ibid.*, pp. 115-117によると、専門家（弁護士、裁判官、政府関係者、大学教授等だけでなく、メディア関係者も含む）を対象としたアンケートにおいて、統一された抵触規則の採用に賛成する立場が大多数であったとされる。ただし、このアンケートにおいて、メディア関係者は抵触規則の統一に反対していた。なお、実質法を統一するという方法によれば、法秩序の多様性から生じる問題を直接に解決することができるが、少なくとも、短期的・中期的に実行可能な目標とは言えないとする (*Ibid.*, p. 140.)。

58) *Ibid.*, p. 107.

59) *Ibid.*

60) 本研究のアンケートによれば、多数の立場は、人格権侵害を受けた者を弱い立場と考えず、中立的な抵触規則を定立すべき（すなわち、予測可能性と近接性に基づく中立的な連結点を採用すべき）であるとするが、どちらかといえば被害者を保

そこで、本研究はまず、中立的な連結点として、結果発生地に着目する⁶¹⁾。結果発生地は、通常、被害者の居住地と一致するため、被害者と密接な関連性を有し、かつ、加害者にとっても予見可能である⁶²⁾。結果発生地は、被害者の居住国において人格権を侵害する記事等が頒布され、損害が発生していることを前提とするため、出版者等が自国の法に準拠しており、被害者の居住地では記事等を頒布していないにもかかわらず、被害者の居住地の国の法が適用されてしまうという懸念も当てはまらない⁶³⁾。

他方で、本研究は、現にローマⅡ規則の制定過程において、人格権侵害の準拠法に関する規定について合意を得られなかったことを考慮する。すなわち、上述のような結果発生地法を準拠法とする抵触規則は、欧州委員会の提案において採用されていたものの、メディアの強い反対により受け入れられなかったという経緯がある⁶⁴⁾。そうすると、抵触規則を現時点で統一するならば、出版者の営業所所在地国の法を準拠法とすべきであるというメディア側の主張を支持することができるかどうか、という観点から検討すべきであるとする⁶⁵⁾。出版者の営業所所在地を連結点とする場合、人格権侵害が国際性を有することにより生じるコストは被害者が被ることになる。すなわち、被害者にとっては、人格権侵害自体が事前に予測できるものではないのに対して、加害者となるメディア等は、自分にとって最も有利な規制をもつ国を営業所所在地国として選択することができてしまう⁶⁶⁾。

したがって、このような抵触規則を受け入れるならば、その前提として、す

↘護すべきだと考えている者が多い (*Ibid.*, pp. 117-118.)。

61) 結果発生地法を準拠法とすることは、上述の通り、多くの構成国における抵触規則として受け入れられており、アンケートにおいても支持されていた (*Ibid.*, pp. 119-121.)

62) *Ibid.*, p. 145. 被害者の居住地は予見できないとの反論もあるが、あまり考えられないことであり、また、例外条項で対応可能であるとする。

63) *Ibid.*

64) 上記Ⅱ 2. 参照。

65) Mainstrat Study, *supra* note 5, pp. 147-148.

66) *Ibid.*, p. 146.

すべての構成国における実質法上の保護の基準がある程度調和されている必要があるとする⁶⁷⁾。そうであれば、メディア等が自身に有利な地へと営業所を移転させるなどの可能性ははるかに低くなるからである。実質法が最低限調和されていれば、人格権と表現の自由の間のバランスについて、同じように扱われることも期待できる。

とはいえ、上述の通り、構成国間に人格権侵害に関する共通の基準があるとはいえない⁶⁸⁾。そのため、本研究は、結論として、人格権侵害に関する実質法上の最低基準を確立する指令をまず用意すべきであるとする⁶⁹⁾。これにより実質法上の一定の調和がなされれば、出版者の営業所所在地国法を準拠法とするという抵触規則を採用することも可能であるとする。

(2) 欧州議会における改正案の検討

(a) 2010年6月23日の作業文書⁷⁰⁾

2010年に公表された欧州議会法務委員会の作業文書においては、Mainstrat Study を踏まえて、人格権侵害の準拠法に関する規則の検討を行っている。この文書においても、人格権侵害に関する抵触規則について、現状を維持して各構成国が異なる抵触規則を適用するのではなく、何らかの対応をすべきとの立場を採る。また、その理由として、現在の状況が国際的なメディアにとって大きな負担となっていることを挙げる⁷¹⁾。

その上で、本文書においてとりわけ着目されているのは、①結果発生地法を準拠法とするアプローチ、②出版者の営業所所在地法を準拠法とするアプ

67) *Ibid.*, pp. 147-148.

68) *Ibid.*, p. 148.

69) *Ibid.*, pp. 148-150.

70) Working Document of 23 June 2010 on the amendment of Regulation (EC) No 864/2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), PE443.025v01-00.

71) Working Document of 23 June 2010, *supra* note 70, p. 4. なお、国境を超えるような名誉毀損の事案はあまり起きないとも指摘されているが、そのような事案が稀であるとしても、やはり国際的なメディアにとって大きな負担となり、民主主義が機能する上でメディアが果たす重要な役割をも考慮すると、対応の必要があるとする。

ローチ, ③ 準拠法選択により柔軟性をもたせるアプローチである。

①については, 営業所所在国法に従って記事を掲載しているにもかかわらず, 外国法に基づき責任を負うかもしれないというメディアの懸念について検討している。この問題に対して, 本文書は, 公序の例外の必要性を挙げているが, 仮に, 出版者が自身の営業所所在地以外で訴えられ, さらに外国法が準拠法とされる場合には, 出版者が自国における基本権の保護を受けることができないということも指摘されている⁷²⁾。すなわち, 法廷地の公序だけではなく, 出版者の営業所所在地における基本権の原則に反する法のもとでは, 出版者は責任を負うべきでないという趣旨の例外を設けることが検討されている。ただし, このことには, 出版者が人格権の保護の弱い法域へ進出することを促すという問題もある⁷³⁾。

②については, やはりメディア側に偏ったアプローチであると指摘する⁷⁴⁾。とりわけ, 当事者間のパワーバランスがさまざまであること, すなわち, ライバルツーリズムの問題において想定されてきたような, 金銭的に豊かな著名人が自身にとって有利な裁判所においてジャーナリストを訴えるというような場面だけでなく, 規模の大きな国際メディアが人格権を侵害するという場面もあることを考慮して, 中立的な規則を検討すべきであるとする⁷⁵⁾。

したがって, 中立性の確保という観点から, 本文書では, ③のように, 抵触規則にある程度の柔軟性をもたせることで, 各当事者の基本権のバランスをとることが検討されている⁷⁶⁾。この点において, 本文書は, 被害者の住所地や居住地の国の法及び結果発生地法を準拠法とする場合に予見可能性要件を課しているルーマニアの抵触規則を参考に, 「予見可能性」要件の実効性を確保することの重要性に言及する⁷⁷⁾。すなわち, 出版の媒体や言語のような, 損害が予

72) *Ibid.*, pp. 8-9.

73) *Ibid.*, p. 9.

74) *Ibid.*

75) *Ibid.* なお, ライバルツーリズムについては, 岩本・前掲注50・514-515頁等。

76) Working Document of 23 June 2010, *supra* note 70, pp. 9-10.

77) *Ibid.*, p. 10.

見可能であったかどうかを判断するための要素を規定することが重要であると
する。

(b) 2011年5月23日の作業文書⁷⁸⁾

2011年に公表された欧州議会法務委員会の作業文書では、先述の Mainstrat Study 以降の議論等の進展を確認した上で、やはり統一された抵触規則が必要であろうとの立場を示している⁷⁹⁾。

その上で、本文書は、*Conflict of Laws.net* のオンラインシンポジウムにおいて、*von Hein* によりなされた提案に言及し、これをバランスのとれた合理的なアプローチだと評価している⁸⁰⁾。これは、プライバシー及び人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務について、損害賠償を請求する者の権利が直接かつ実質的に影響を受ける又は受けようとしている国の法を準拠法とする一方、例外として、加害者とされる者がその国において生じる自身の行為の結果を合理的に予見できなかった場合には、加害者の常居所地法を準拠法とするというものである⁸¹⁾。また、人格権等が影響を受ける又は受けようとしている国が複数あり、この者が被告の住所地の裁判所で訴える場合には、原告により、法廷地法によることも選択できるとする⁸²⁾。

このような案は、結果の発生した地の法（人格権を侵害する記事等の頒布地）を優先するという基本原則に予見可能性条項を組み合わせることで、出版者の利益をも考慮することができるものであるとされる⁸³⁾。また、*von Hein* によれば、*Shevill* 判決を前提とすると、このような規定を採用することで、

78) Working Document of 23 May 2011 on the amendment of Regulation (EC) No 864/2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), PE452.555v01-00.

79) *Ibid.*, pp. 2-4.

80) *Ibid.*, pp. 4-5.

81) Jan von Hein, Von Hein on Rome II and Defamation, *Conflict of Laws.net*, 19. 7. 2010, <https://conflictoflaws.net/2010/von-hein-on-rome-ii-and-defamation/>（最終確認日2021年9月7日）。

82) Working Document of 23 May 2011, *supra* note 78, p. 5; von Hein, *supra* note 81.

83) *Ibid.*

管轄と準拠法の並行が実現されることにもなる⁸⁴⁾。なお、人格権侵害における反論権等に適用される準拠法については、救済が迅速になされるべきであることから、出版者の常居所地法によるべきであるとしている⁸⁵⁾。

また、本文書は、人格権侵害の国際裁判管轄についても言及する⁸⁶⁾。この文書の公表当時は、上述の *eDate Advertising* 事件及び *Martinez* 事件が欧州司法裁判所に係属しており、2011年3月に *Cruz Villalón* 法務官の意見が出されたところであった⁸⁷⁾。この法務官意見は、*Shevill* 判決のモザイク理論に加えて、「紛争の重心」にも、生じたすべての損害について審理判断できる国際裁判管轄を認めるべきとするものである⁸⁸⁾。この「紛争の重心」は、被害者とされる者が自身の活動の中心を有する地であるが、その地において当該情報が客観的に関連することをメディアが予見できることを前提とする⁸⁹⁾。さらに、この判断において、法務官は、使用されている言語、情報の内容等のさまざまな要素を考慮すべきとしており、本文書はこの点を参照している⁹⁰⁾。

(c) 欧州議会の決議⁹¹⁾

以上のような検討を経て、欧州議会法務委員会において、2011年12月2日、人格権侵害に関する抵触規則をローマII規則に追加することを提案する、ドラフトレポートが公表された⁹²⁾。ここで提案された内容は、2011年の作業文書に

84) von Hein, *supra* note 81.

85) Working Document of 23 May 2011, *supra* note 78, p. 5; *Ibid.*

86) Working Document of 23 May 2011, *supra* note 78, pp. 5-6.

87) *Ibid.*, p. 6; Opinion of AG *Cruz Villalón*, ECLI:EU:C:2011:192.

88) *AG Cruz Villalón*, *supra* note 87, para. 55.

89) Working Document of 23 May 2011, *supra* note 78, p. 6; *Ibid.*, paras. 58-60.

90) Working Document of 23 May 2011, *supra* note 78, p. 6; *AG Cruz Villalón*, *supra* note 87, para. 65. なお、本文書では、ADRのような他の紛争解決手続やEUにおけるメディア法の制定等についても検討していたが、ここでは省略する。

91) European Parliament resolution of 10 May 2012 on the amendment of Regulation (EC) No 864/2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), P7_TA (2012)0200.

92) Draft Report with recommendations to the Commission on the amendment of Regulation (EC) No 864/2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), 2009/2170 (INI), PE469.993v02-00.

において言及されていた *von Hein* の提案に沿うものであった。

しかし、法務委員会においては、ローマII規則制定過程における欧州議会案に沿う形で修正がなされた上で⁹³⁾、欧州議会決議の動議がなされた⁹⁴⁾。これに基づき、2012年5月20日、欧州議会において、ローマII規則の改正に関する欧州委員会への提案を伴う決議がなされている。その内容は、ドラフトレポートとは異なり、以下の規定をローマII規則に追加すべきというものである。

Recital32a

本規則は、構成国が報道の自由及びメディアにおける表現の自由に関する自国の憲法上の規定を適用することを妨げない。特に、本規則により指定された法の規定の適用は、それがその憲法上の規定の範囲を著しく制限する効果を有する場合、事案の状況及び受訴裁判所の所属する構成国の法秩序に従い、法廷地の公序に反するものとみなされうる。

5a条 プライバシー及び人格に関する権利

1. プライバシー侵害及び名誉毀損を含む人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務は、損失又は損害の最も重大な要素が生じる又は生じるおそれのある国の法による。
2. ただし、被告の行為の実質的結果が1項により指定される国において生じることを被告が合理的に予見できなかった場合には、被告が常居所を有する国の法による。
3. 侵害が出版物又は放送により生じる場合、損害の最も重大な要素が生じる又は生じるおそれのある国は、出版物又は放送サービスが主として向けられている国、これが明らかでないときには、編集管理がなされる

93) Amendment I-20 with recommendations to the Commission on the amendment of Regulation (EC) No 864/2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II) (2009/2170 (INI)), PE478.663v01-00.

94) Report with recommendations to the Commission on the amendment of Regulation (EC) No 864/2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II) (2009/2170 (INI)), A7-0512/2012.

国とし、その国の法を準拠法とする。出版物又は放送が向けられている国は、特に、出版物若しくは放送に用いられる言語、又は販売数若しくは視聴数の全体に対して当該国における販売数及び視聴数の占める割合、又はそれらの要素の組み合わせにより決定されるものとする。

4. 反論権又はそれと類似の措置、並びに、出版物若しくは放送の内容並びに個人情報の取扱いに起因するプライバシー侵害及び人格に関する権利の侵害に関する出版者若しくは放送者に対する予防的措置又は差止めは、出版者、放送者又は取扱者が常居所を有する国の法による。

このように、欧州議会決議において提案された抵触規則は、ローマⅡ規則制定過程における欧州議会案と非常に類似している⁹⁵⁾。ただし、法務委員会のドラフトレポートと同様、損害の最も重大な要素が生じる国の法を準拠法とする場合、加害者の予見可能性を必要としている点が、過去に拒否された欧州議会案と異なっている。

(3) 小 括

以上、ローマⅡ規則の見直し規定に基づく Mainstrat Study の内容及び欧州議会における議論を概観してきた。

まず、Mainstrat Study の結論自体は、統一された抵触規則として、出版者等の営業所所在地国の法を準拠法とするというものである。ただし、この結論だけ見るのではなく、以下の点に留意すべきである。すなわち、第1に、本研究は本来、結果発生地法（通常、被害者の居住地法と一致する）を準拠法とすることが適切であると考えており、この立場は多くの構成国において採用され

95) そのため、Kenny and Heffernan, *supra* note 20, p. 342. は、出版物や放送による人格権侵害について、出版物等が主として向けられている国の法を準拠法とし、これが明らかでないときには編集管理の国の法を準拠法とすることが、上述の通り、ローマⅡ規則制定過程においてあまりにもメディア寄りであると批判されていたことから、今でもやはり受け入れられ難いのではないかと指摘する。その他、当該規定案が不公平であることや規定の複雑さを批判するものとして、François Michel Meier, Unification of choice-of-law rules for defamation claims, *Journal of Private International Law* Vol. 12, No. 3 (2016), p. 513.

ているものである。出版者等の営業所所在地法を準拠法とするのは、ローマII規則制定過程において人格権侵害に関する抵触規則の統一に挫折した原因がメディアの反対にあったということを前提としている。第2に、出版者の営業所所在地国法を準拠法とすることは、実質法上の人格権侵害における人格権と表現の自由との間のバランスについて、構成国間である程度調和されることを前提とする。すなわち、実質法上の規定が真に多様である場合には、このようにメディア寄りの抵触規則を採用することはできないと考えられている⁹⁶⁾。

他方、欧州議会法務委員会のドラフトレポートでは、ローマII規則における一般的な不法行為の準拠法と同様に、人格権侵害の場合にも、原則として、結果発生地法を準拠法とすることとしていた⁹⁷⁾。その上で、結果発生地法である被害者の権利が影響を受ける地の法が準拠法となるためには、加害者とされる者の予見可能性が必要とされている。2010年の作業文書や2011年の作業文書において検討されてきたように、予見可能性要件を課し、一定の柔軟性を認めることにより、当事者間で中立な抵触規則を定立することができると考えられたためである。

欧州議会決議における人格権侵害の準拠法に関する規定も、加害者とされる者の予見可能性を要件としている点において、この提案を引き継ぐものである。しかし、他方で、欧州議会決議において原則的な準拠法とされているのは、損害の重要な要素が生じた国の法である。これは、ローマII規則制定過程における欧州議会案と同様であり、中心的な結果発生地の法を準拠法とするという発想に基づくものと考えられる⁹⁸⁾。しかし、損害の重要な要素が生じた国とは、

96) ただし、先述の通り、ローマII規則の抵触規則によって指定されるのは構成国の法に限られるものではなく、第三国の法も準拠法となりうる。したがって、仮にEUの構成国間において人格権侵害に関する最低限の調和がなされるとしても、準拠法が非構成国の法となれば、その国の実質法がその最低限の基準を満たすとは限らないと指摘される (James J. Fawcett, Máire Ni Shúilleabháin and Sangeeta Shah, *Human Rights and Private International Law* (Oxford University Press, 2016), p. 562.)。

97) Draft Report, *supra* note 92, p. 6; von Hein, *supra* note 81.

98) 上記II 2. (1) 参照。また、Gerhard Wagner, *Internationales Deliktsrecht, die* ↗

メディア等がその出版物や放送を主として向けている国であり、これが明らかでないときは編集管理がなされる国とされている。そのため、欧州議会決議は、とりわけ編集管理の地という完全にメディア側の連結点を副次的に設けている点において、原則的な準拠法を被害者の権利が影響を受ける地の法、すなわち出版物等が頒布され権利が侵害された地の法と考えるドラフトレポートの提案とは異なっている。

以上からすると、一般的な不法行為と同様に結果発生地法を準拠法とすること自体は、メディアの反対こそあるものの、当事者間のバランスを確保する中立的な抵触規則として評価されているといえよう。ただし、具体的に結果発生地をどこと考えるのか、中立性を十分に確保するために抵触規則に柔軟性を認めるのかという点には差異がある。

ローマII規則制定過程においても柔軟な抵触規則を提案していた欧州議会は、予見可能性要件の導入や、出版等が主として向けられているかどうかという要件の再提案をしており、ここでも、ある程度柔軟な抵触規則を用いることにより当事者間の中立性を確保しようとしている⁹⁹⁾。他方、Mainstrat Study は、出版者等の営業所所在地法という単純かつ明確な抵触規則に賛成しているが、これがメディア側に有利であることを考慮して、実質法上、人格権侵害について一定の調和がなされることを必要とする。これらのことは、現状において、人格権侵害に関する統一的な抵触規則を定立する場合、加害者と被害者の利益のバランスを確保するために、法的安定性や当事者の予見可能性にも配慮しつつも、規則に一定の柔軟性を認める必要があることを示しているように思われる¹⁰⁰⁾。

2. 学説上の議論

以上のように、人格権侵害の準拠法に関する規則については、EUの機関に

↘Arbeiten an der Rom II-Verordnung und der Europäische Deliktgerichtsstand, IPRax 2006, S. 384; 出口・前掲注2・17頁, プフナー・前掲注7・169頁。

99) 上記II 1. (2) 参照。

100) See, Kenny and Heffernan, *supra* note 20, p. 339; Working Document of 23 June 2010, *supra* note 70, p. 10.

においてもさまざまな検討がなされている。また、学説においても、人格権侵害に関する統一な抵触規則の必要性や、その適切な連結点について、活発に議論されているといえよう。以下では、ローマII規則の制定後に示された諸見解を整理・概観する。

(1) 人格権侵害に関する抵触規則の統一の必要性

抵触規則の統一に反対する見解からは、まず、統一な抵触規則を作成する場合、構成国間での交渉の結果として、現在各構成国において適用されている抵触規則よりも複雑で、かえって予見可能性を欠くような規定になるのではないかと指摘されている¹⁰¹⁾。さらに、人格権侵害という分野の憲法上の重要性、論点の複雑さ等を考慮すると、統一な抵触規則を制定する負担に比して、その必要性が低いのではないかと指摘するものもある¹⁰²⁾。

また、より積極的に、各構成国において表現の自由の保護についての伝統が異なることを考慮すると、名誉毀損に関する抵触規則についてEUで統一することは、必ずしも望ましいものではないと述べるものもある¹⁰³⁾。この論稿においては、名誉毀損についてダブルアクションナビリティルールを維持する英国法を前提としつつ、名誉毀損の公共性の強さや、国境を超えた名誉毀損、とりわけインターネット上での名誉毀損における準拠法選択は政策の問題であることが指摘されている¹⁰⁴⁾。すなわち、特定の政治的・社会的秩序のために必

101) Trevor Hartley, Hartley on The Problem of “Libel Tourism”, *Conflict of Laws. net*, 10. 7. 2010, <https://conflictoflaws.net/2010/hartley-on-the-problem-of-libel-tourism/> (最終確認日2021年9月7日)。

102) Andrew Dickinson, Privacy and Personality Rights in the Rome II Regime – Not Again?, *Conflict of Laws. net*, 10. 7. 2010, <https://conflictoflaws.net/2010/privacy-and-personality-rights-in-the-rome-ii-regime-not-again/> (最終確認日2021年9月7日)。

103) Alex Mills, Choice of law in defamation and the regulation of free speech on social media: Nineteenth century law meets twenty-first century problems, in David Mangan and Lorna Gillies (eds.), *The Legal Challenges of Social Media* (Elgar, 2017), p. 279.

104) *Ibid.*, pp. 284-285. もっとも、そこでは、渉外的な事案にまで自国の政策を過剰に投影することになるという、ダブルアクションナビリティルールの問題点も指摘されている。なお、各国法の相違については、上記Ⅲ1.(1)参照。

要と考えられる表現の自由と人格権との間のバランスをとらなければならないという名誉毀損法の公的側面が、ダブルアクションビリティールールが維持されている理由の一つであるとする。また、加害行為地法（インターネット上での人格権侵害におけるアップロード地の法）を準拠法とすることは言論の自由により有利な立場を採ることを意味し、結果発生地法（インターネット上での侵害におけるダウンロード地の法）を準拠法とすることは人の評判に有利な立場を採ることを意味するのであり、このように本質的に競合する実質的な価値観の争いを反映する以上、準拠法決定の問題を法的に解決することは難しいとする。

しかし、これらの主張に対して、現状を維持することの問題点が指摘されている。すなわち、モザイク理論が肯定されている EU の国際裁判管轄の現状を考慮すると、抵触規則が違うことによりフォーラムショッピングが誘発され、ひいては表現の自由への萎縮効果もたらされる¹⁰⁵⁾。また、上述した Mainstrat Study によれば、人格権侵害に関する価値観の相違は根強いといえども、抵触規則の統一に賛成する者が多いことや、当事者に中立的な抵触規則を定立することにより、合意に達する可能性もあるということも指摘できよう¹⁰⁶⁾。人格権侵害について統一的な抵触規則を定立しようとする立場においては、十分な予見可能性を確保できる適切な連結点を見出すことが試みられている¹⁰⁷⁾。

(2) 人格権侵害の準拠法を定めるための基準

それでは、人格権侵害につき統一的な抵触規則の定立すべきとする立場からは、いかなる連結点が主張されているであろうか。大まかには、人格権侵害の結果発生地側に着目するものと、加害行為地側、すなわち出版者等の常居所等に着目するものに分かれているように思われる。ただし、これらの2つの視点を組み合わせるものも複数見られる。また、当事者間の利益衡量により、より

105) Jan-Jaap Kuipers, Towards a European Approach in the Cross-Border Infringement of Personality Rights, German Law Journal vol. 12 No. 8 (2011), pp. 1682-1683; Meier, *supra* note 95, pp. 502-503. なお、上記Ⅱ. 2. (2) も参照。

106) 上記Ⅲ 1. (1) 及び (3) 参照。

107) See, Meier, *supra* note 95, p. 505.

柔軟に準拠法を定める見解もある。

(a) 結果発生地に着目するもの

上述の通り、ローマⅡ規則は一般不法行為について結果発生地法を準拠法とする立場を採用しているため、人格権侵害においても結果発生地に着目することがローマⅡ規則の原則に沿うものと考えられる¹⁰⁸⁾。ただし、人格権侵害の結果発生地をいかに理解するか、また、複数国において頒布されるまたはアクセスされる出版物等について、複数の準拠法を適用するか否かにおいて立場が分かれる。

(i) 結果発生地ごとに異なる準拠法が適用されることを認める見解

まず、複数国において頒布される出版物や、インターネット上で公表されたため複数国からアクセスされうる記事等から生じる損害について、各々の頒布地やアクセス地の国の法が適用されるとの理解を前提とするものがある¹⁰⁹⁾。先述した *von Hein* の提案及び欧州議会法務委員会のドラフトレポートにおいて示されていた案は、まさに、各々の結果発生地法を原則的な準拠法とするものである¹¹⁰⁾。この立場は、国際裁判管轄に関する *Shevill* 判決を前提としており、各々の結果発生地においてその法廷地法を適用することになるため、時間と費用の節約になるとする¹¹¹⁾。*Shevill* 判決によると、被告の住所地（加害行為地または普通裁判籍）においては、生じたすべての損害について審理可能となるが、その場合、原告は、損害全体について法廷地法を適用することを選択できるとしている¹¹²⁾。

108) *von Hein*, *supra* note 81; *Meier*, *supra* note 95, p. 507; *Nagy*, *supra* note 22, p. 284.

109) 後述するものの他、*Olivera Boskovic, Boskovic on Rome II and Defamation, Conflict of Laws.net*, 20. 7. 2010, <https://conflictoflaws.net/2010/boskovic-on-rome-ii-and-defamation/>（最終確認日2021年9月7日）等。また、出口・前掲注3・29-30頁も参照。

110) 上記Ⅲ 1. (2) (b) 参照。

111) *von Hein*, *supra* note 81.

112) *Ibid.* ただし、上述の通り、その後の *eDate* 判決により、インターネット上での人格権侵害の場合には、被害者の利益の中心においてもすべての損害について訴

このように、複数国において結果が生じる人格権侵害の場合にも各々の結果発生地法を適用する見解は、法廷地法の適用を主張する見解と類似するものといえよう。ただし、人格権侵害につき、常に法廷地法を適用すべきとする見解は、人格権侵害の国際裁判管轄に関する扱いが適切であることを前提に、国際裁判管轄が肯定されれば常に法廷地法が適用されるとすることで、各国法の価値判断に大きな差異が存在する分野である人格権侵害につき、外国法の適用を避けようとする¹¹³⁾。すなわち、上述の立場とは異なり、生じたすべての損害について審理可能な裁判所においても、常に法廷地法が適用されることになる¹¹⁴⁾。

これらの立場に対しては、いかなる地において訴えるかにより準拠法が変わるため、フォーラムショッピングを誘発するとの指摘¹¹⁵⁾や、出版者等からすれば潜在的に複数の法が準拠法となりうるため、適用されうる準拠法のうち最も厳格な規制に従わざるを得ず¹¹⁶⁾、ひいては表現の自由に対して萎縮効果が及ぼすとの指摘がある¹¹⁷⁾。

(ii) 人格権侵害全体について単一の準拠法を適用する見解

したがって、とりわけ近時においては、結果発生地に着目しつつも、人格権侵害全体について単一の準拠法を選択するような立場が多数示されている。欧

ゝえる事が可能とされている。

113) Bettina Heiderhoff, Heiderhoff: Privacy and Personality Rights in the Rome II Regime – Yes, Lex Fori, Please!, *Conflict of Laws.net*, 20. 7. 2010, <https://conflictoflaws.net/2010/heiderhoff-privacy-and-personality-rights-in-the-rome-ii-regime-yes-lex-fori-please/> (最終確認日2021年9月7日); Wagner, a. a. O. Fn 98, S. 386. なお, Dan Svantesson, The Rome II Regulation and Choice of Law in Internet-Based Violations of Privacy and Personality Rights – On the Wrong Track, but in the Right Direction?, *Austrian Review of International and European Law* 16 (2011), p. 294 は, 法廷地法を準拠法とする立場を採るが, すべての損害について審理可能な裁判所において法廷地法のみを適用すると不公平が生じるとして, 法廷地の外で生じた損害については, 当該結果発生地法の下で訴えうることを要件とする。

114) Heiderhoff, *supra* note 113.

115) Meier, *supra* note 95, p. 514.

116) Nagy, *supra* note 22, p. 284.

117) Kuipers, *supra* note 105, p. 1700.

州議会決議における提案も、損害の最も重大な要素が生じる国の法を準拠法としている点において、これに当たるといえよう¹¹⁸⁾。さらに、この欧州議会議案は、出版物や放送による人格権侵害について、まずは当該出版物等が主として向けられている国をこの国とする旨の規定を置いており、その判断の指針をも規定している¹¹⁹⁾。しかし、これに対しては、上述の通り、その複雑さや、とりわけ主として向けられている国が不明な場合にメディア等に有利すぎる点が批判されていた¹²⁰⁾。主として向けられている国の法を準拠法とすること自体に対しても、メディア等が出版物を表現の自由の保護が厚い国に主として向けられているとすれば、それ以外の国における頒布により被害者が損害を被ったとしても、表現の自由の保護が手厚い国の法が適用されるため、やはりメディアに有利となる点が批判されている¹²¹⁾。

これに対し、被害者側の要素に着目して準拠法を単一のものとする立場として、まず、被害者の常居所地法を準拠法とするものがありうる¹²²⁾。また、常居所地法によるよりも予見可能性は低下するが、より柔軟な見解として、被害者の利益の中心の地の法を準拠法とするものもある¹²³⁾。被害者の利益の中心は、上述した国際裁判管轄に関する *eDate* 判決によれば、一般に被害者の常居所となるが、職業活動の遂行のような他の要素に基づいて、常居所がある国

118) 上記Ⅲ 1. (3) 参照。また、Meier, *supra* note 95, p. 510.

119) 上記Ⅲ 1. (2) (c) 参照。

120) 上記Ⅲ 1. (2) (c) 参照。

121) Mills, *supra* note 103, p. 280. また、上記Ⅱ 2. (1) でも言及した通り、出版物等を主として向けている国は、實際上、当該メディア等の営業所所在地国法になると指摘されている。他方、出版物が主に向けられている地も結果発生地の一つであり、必ずしもメディアにとって有利なわけではないとの反論もある (Boskovic, *supra* note 109.)。

122) 被告の商業的または職業的活動の追求においてなされた人格権侵害について、Tobias Lutz, *Private International Law Online* (Oxford, 2020), pp. 161, 185. ただし、この見解は、ローマⅡ規則に人格権侵害に関する規定を置こうとするものではなく、情報社会サービスの追求または利用に関する事案について、国際裁判管轄及び準拠法を定める統一的な規則を検討するものである。

123) Meier, *supra* note 95, pp. 515-519; Pedro de Miguel Asensio, *Conflict of Laws and the Internet* (Elgar, 2020), p. 188.

以外の国に所在することもありうる¹²⁴⁾。

以上のように、結果発生地に着目して準拠法を定める見解は複数ありうるが、これらは、被害者にとって身近な連結点を採用するものである。したがって、多くの見解において、加害者となる出版者等の正当な利益を保護し、当事者間のバランスを確保するために、出版者等の予見可能性や、出版者等が当該地をターゲットとしていたことを考慮しようとする¹²⁵⁾。すなわち、当該地における結果の発生が予見できなかった場合や、出版者等が当該地における頒布や公開を意図していなかった場合には、加害者の常居所地法が準拠法となるとされる。もっとも、インターネット上での人格権侵害の場合、特定の法域を対象としていないことが多く、さらにほとんどすべての法域において閲覧できることが予見可能となるため、このような要件が十分に機能するのかという疑問も呈されている¹²⁶⁾。ただし、これに対しては、特定の法域のみからアクセス可能なウェブサイトへ記事等をアップロードしたことの証明¹²⁷⁾や、使用言語やアクセス数などの指標による特定¹²⁸⁾がなされることにより、一定の法域をターゲットとしていなかったと判断できるという例が挙げられている。

(b) 加害者の常居所に着目するもの

加害者の常居所地法を準拠法とすることは、上述の通り、加害者側に非常に有利なものとなる¹²⁹⁾。出版者等は、自らにとって有利な国に営業所を置くよ

124) 上記Ⅱ 2. (2) (b) 参照。Meier, *supra* note 95, p. 515; de Miguel Asensio, *supra* note 123, p. 188 は、これにより国際裁判管轄と準拠法の並行が実現できるとする。

125) von Hein, *supra* note 81; Working Document of 23 May 2011, *supra* note 78, p. 5; Lutzi, *supra* note 122, pp. 161, 185; Meier, *supra* note 95, p. 517; de Miguel Asensio, *supra* note 123, p. 188; Boskovic, *supra* note 109. また、上述の通り、欧州議会決議における改正案も予見可能性を要件としている。

126) Mills, *supra* note 103, p. 284. また、Lutzi, *supra* note 122, p. 147 も、SNS等の利用者が特定の国をターゲットとすることはめったにないことや、インターネット利用者の多くは相手方がどこにいるかにより区別しないことなどを指摘し、当事者間に力の差がない場合におけるこの基準の有用性に疑問を呈する。

127) Meier, *supra* note 95, p. 517; Lutzi, *supra* note 122, p. 188.

128) プフナー・前掲注7・170-171頁、上記欧州議会案も参照。

129) Ⅱ 1. (1) (b) 参照。

うになり、ひいては表現の自由を人格権よりも優先する「底辺への競争」がなされるおそれがある¹³⁰⁾。また、結果発生地よりも加害行為地を優先するため、ローマⅡ規則の一般的な方向性と異なることになる¹³¹⁾。したがって、メディアはこれを準拠法とする立場に賛成するが、この立場のみを一般的に採用することは認められがたいとする傾向にある¹³²⁾。上述の通り、Mainstrat Study においては、出版者等の営業所所在地法を準拠法とすることが提案されていたが、それは実質法に関する最低限の調和が前提とされていた¹³³⁾。

他方で、インターネット上での行為に関し、インターネット利用者の多くは、自身がアップロードしたコンテンツについて、アクセス可能性を有するあらゆる国の法に服することを予期しているとはいえないとの指摘がある¹³⁴⁾。この立場からは、自身が行動する国の法により当該行為が規律されるという期待を保護し、当事者間に力の差がない場合に限ってであるが、加害者の常居所地法を準拠法とすることが主張されている¹³⁵⁾。ただし、ここでも、上述の「底辺への競争」の問題に関して、EU では欧州人権条約等により一定の最低基準が確立されつつあることから、そのような問題はあまり生じないと主張している点が注目される¹³⁶⁾。

130) Mills, *supra* note 103, pp. 283-284.

131) Meier, *supra* note 95, p. 511; Boskovic, *supra* note 109.

132) 上記Ⅱ 2. (1) 及びⅢ 1. (3) にもある通り、出版者等の営業所所在地法が準拠法となる場合が多いと考えられる欧州議会案は、メディアに有利に過ぎるとして否定されている。出口・前掲注3・23頁も参照。なお、EU においては、電子商取引指令に本源国法原則が定められており、これによれば、EU 域内に本拠地を置く情報社会サービスの提供者は、準拠法により、本源国法の下で適用されるよりも厳しい要求を課されないとされているが (Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market, OJ L 178, 2000, p. 1, Art. 3), この規定は抵触規則ではないとされる (*eDate and Martinez, supra* note 34, paras. 66-67.)。

133) 上記Ⅱ 1. (1) (b) 参照。

134) Lutzi, *supra* note 122, pp. 150-151.

135) *Ibid.*, pp. 150-151, 184.

136) *Ibid.*, pp. 166-167. ただし、EU 域外の法を適用する場合で、このような最低

なお、上記(a)において言及した通り、結果発生地に着目して準拠法を定める見解においては、加害者の予見可能性等を要件とした上で、これが満たされない場合に、例外的な準拠法として加害者の常居所地法が準拠法とされている。また、損害賠償請求については結果発生地法に着目する立場においても、反論権や差止請求が問題となる場合については、当該救済が迅速に与えられるべきことや暫定的な性質を有するものであることから、加害者たる出版者等の常居所地法によるべきだとするものもある¹³⁷⁾。

(c) 当事者間の利益衡量により準拠法を決定するもの

最後に、より柔軟に、最密接関係地法を準拠法とすべきだとする見解もある¹³⁸⁾。この見解は、当事者間の均衡を確保するという観点から、上述のような立場はいずれも、当事者のいずれかにとって有利なものであると指摘する¹³⁹⁾。また、表現の自由と私生活の権利との間でいかなるバランスをとるかという問題は、民主主義社会のあり方にかかわるものであることから、最も密接に影響を受ける民主主義社会の法を追求すべきであるとする¹⁴⁰⁾。

しかし、このような柔軟性は、ルールを基礎とするローマⅡ規則の構造に反することや、十分な法的確実性が認められず、表現の自由に対する萎縮効果をもたらしうると批判されている¹⁴¹⁾。

(3) メディアによる人格権侵害とその他の人格権侵害との区別

以上においては、人格権侵害についていかなる連結点により準拠法を決定す

ゝ基準が世界的に存在するとはいえない場合には問題がありうるとする。

137) European Parliament resolution of 10 May 2012, *supra* note 91; von Hein, *supra* note 81. このような規定は、ローマⅡ規則制定過程における欧州委員会案と欧州議会案のいずれにも含まれていた(上記Ⅱ1. 参照)。

138) Kuipers, *supra* note 105, pp. 1701-1705 なお, Nagy, *supra* note 22, p. 296 は、最密接関係地法を準拠法とするものではないが、出版物等がどこに向けられていたかという側面と被害者の受けた損害が相当かどうかという側面の双方を考慮し、いずれかが相当に認められれば、その国の法を準拠法としようとする。

139) Kuipers, *supra* note 105, p. 1701.

140) *Ibid.*

141) Meier, *supra* note 95, p. 514. ローマⅡ規則がルールを基礎とするものであり、大幅な裁量を認めないという点について、Ⅱ2. (1) 参照。

るかに着目して学説を整理した。ところで、これらの見解には、メディアによる人格権侵害か否かにより区別をするものと、区別なく同様の抵触規則を適用するものがある。

従来、国際的な人格権侵害としては、メディアによる侵害が想起されており、ローマⅡ規則においても、メディアの報道の自由や表現の自由と、人格権保護の衝突をいかに解決するかという観点で議論されてきたようである¹⁴²⁾。また、上述したように、当事者間に構造上の不均衡がある場合とそうでない場合とを区別した上で、構造上弱い立場にある者を抵触法上保護すべきだとする説もある¹⁴³⁾。

しかし、このような区別に対しては批判的な立場もある。メディアとその他の主体を区別することは困難であるからである¹⁴⁴⁾。とりわけ、インターネットの時代においては、個人のブログ等が、メディアと同様に、民主主義社会に対して重要な役割を果たすのであり、公的なメディアとその他の私的な主体との区別は不明瞭になっていると考えられる¹⁴⁵⁾。

(4) インターネットを通じた人格権侵害か否かでの区別

さらに、インターネット上でなされる人格権侵害か否かにより、異なる抵触規則を用いるべきか否かも問題となる。上述した通り、本質的に国際的であるインターネットの特殊性を考慮して、インターネット上での行為に特有の規定

142) Mainstart Study も、メディアの有する報道の自由や表現の自由を考慮して、メディアによる人格権侵害という観点において検討を行っている。

143) Lutz, *supra* note 122, pp. 152-153, 185. なお、被害者が弱い立場にある場合についてではなく、むしろ、強い立場にある者が被害者として提起するスラップ訴訟から弱者を保護すべきであるという観点から、そのような場合に関する抵触規則を検討するものもある (Eduardo Álvarez-Armas, Rome II In the Face Of Human-Rights Challenges: the Law Applicable To SLAPPs and To Human-Rights-Related Tort, CeDIE Working Papers 1/2021, pp. 5-9)。

144) Kenny and Heffernan, *supra* note 20, pp. 337-339. また、ローマⅡ規則において、メディアによる人格権侵害だけではなく、あらゆる人格権侵害が除外されたのは、メディアの定義について合意することができなかったからであるとされる (Communication from the Commission to the European Parliament concerning the Common Position of the Council on the adoption of the 'Rome II' Regulation, COM/2006566 final, 2003/0168 (COD), p. 3)。

145) Kenny and Heffernan, *supra* note 20, pp. 338-339.

を検討するものもある¹⁴⁶⁾。現に、国際裁判管轄に関して、欧州司法裁判所は、インターネット上での人格権侵害と出版物による人格権侵害とで異なる基準を用いているといえよう¹⁴⁷⁾。

しかし、インターネット上での伝達形態も多様であり、インターネット上での公表物とその他のもの間で十分に区別することが可能か否かにつき、疑問が呈されている¹⁴⁸⁾。さらに、人格権を侵害する言論が、出版物としてもインターネット上でも公表されることがあることを考慮すると、これらが別異に扱われることには疑問があるとされる¹⁴⁹⁾。

なお、必ずしも準拠法選択に関する議論ではないが、ソーシャルメディア等のオンラインプラットフォームでなされる侵害については、当該プラットフォームと利用者との間の利用規約の準拠法や、プラットフォーム上の規則が適用ないし考慮される可能性を示すものもある¹⁵⁰⁾。すなわち、インターネット上での人格権侵害の特殊性や複雑さについて、このような側面から適当な解決を目指すことも検討されている。

146) Lutz, *supra* note 122, pp. 25-38, 127.

147) *Ibid.*, pp. 165-166. 出版物による名誉毀損に関する *Shevill* 判決と、インターネット上での人格権侵害に関する *eDate* 判決等との違いについて、上記Ⅱ 2. (2) 参照。なお、国際裁判管轄に関するものであるが、インターネット上でなされる人格権侵害か否かによる区別について、拙稿(5)・前掲注26・92-94頁以下。

148) Svantesson, *supra* note 113, p. 296. また、Kuipers, *supra* note 105, p. 1684; Meier, *supra* note 95, p. 507 は、国際的に頒布される新聞の存在を挙げ、インターネット上での公表の影響を過剰に評価すべきではないとする。

149) von Hein, *supra* note 81.

150) Mills, *supra* note 103, pp. 287-290; Lutz, *supra* note 122, pp. 173-183. これらの議論につき、横溝大「インターネットと抵触法—デジタル・プラットフォームの発展を踏まえて」民商法雑誌156巻1号(2020)160-162頁。これらの見解は、プラットフォームの規則について、非国家法として、国家法に代わり準拠法として適用されるべきであるということまで提唱するものではない(Mills, *supra* note 103, p. 290; Lutz, *supra* note 122, pp. 174-178.)。しかし、インターネット上での名誉毀損では、必ずしも「オフライン」での名誉の低下が問題となるわけではないとして、特定の国の法を準拠法とすることの困難さが指摘されている(See, Mills, *supra* note 103, pp. 286-288; Lutz, *supra* note 122, p. 147)。

(5) 小 括

以上のように、学説上も、その多くは、当事者間の均衡を確保するという観点から、加害者と被害者それぞれの権利に配慮した抵触規則の定立を目指している。もっとも、そのためには、予見可能性や出版等のターゲットの基準、被害者の利益の中心基準などを用いた柔軟な抵触規則や、メディアによる侵害か否か、インターネット上での侵害か否かといった区別を前提とする抵触規則の定立が必要になりうるといえよう。柔軟で裁判官の裁量の範囲が広い規則は、それがローマⅡ規則に適合するか否かという点も問題となりうるが¹⁵¹⁾、抵触規則にどこまでの柔軟性を認めるべきかということ自体についても、さらなる検討が必要となるように思われる。なお、以上の見解の多くは、ダブルアクションビリテールを支持していなかった。このルールに対しては、法廷地法を準拠法とする見解に対する批判も妥当することになるが、上述の通り、人格権侵害という各国の価値判断が大きく異なる分野において、法廷地国の立場を貫徹することをいかに考えるかが、その賛否に関わってくるといえよう。

以上に対して、いずれの連結点を採用しても当事者間の中立性を確保することは困難であることや、政策の問題として各国の価値判断に基づく抵触規則を維持せざるを得ないことを指摘するものもある。このような立場から、むしろ、インターネット上での人格権侵害についてプラットフォームの規則を考慮するなど、別の観点から当事者間の均衡を図り妥当な解決をもたらすことも考えられている点が注目される¹⁵²⁾。

IV わが国への示唆

以上において、人格権侵害の準拠法に関する規定の統一について、EU においていかなる議論がなされているかを概観してきた。人格権侵害は、上述の通

151) もっとも、ローマⅡ規則にも例外条項が含まれていることから（4条3項参照）、予見可能性要件を課して一定の柔軟性を認めることもローマⅡ規則に適合すると主張されている（Meier, *supra* note 95, p. 517.）。

152) Mills, *supra* note 103, pp. 288-290.

り、表現の自由と人格権の保護のバランスについていかなる価値判断を行うかに影響を受けるものであるが、EUにおける議論は、統一的な人格権侵害に関する抵触規則についての検討であるため、とりわけ中立的なものが志向されており、広く受け入れられやすい規定として提案されているといえよう。この点において、上述の議論はわが国においても参考になるものと考えられる。もちろん、わが国における抵触規則は、わが国における価値判断のみを反映させることが可能となるが、その場合にも、わが国における価値判断との比較対象として、EUでの議論が参考となろう。

以下では、人格権侵害の準拠法について、わが国ではいかなる規則が置かれているか確認した上で、わが国国際私法への示唆について若干の検討を行う。

1. わが国における人格権侵害の準拠法

わが国では、通則法19条により、名誉または信用の毀損に関し、被害者の常居所地法が準拠法となる旨定められている。すなわち、単一の記事等の公表によって複数の法域で結果が発生する場合にも、モザイク理論に基づく処理は否定され、単一の準拠法によるべきであるとされた¹⁵³⁾。なお、プライバシー侵害については、人格権の一つという点において名誉と共通すること、プライバシー侵害も単一の行為から複数の法域において結果が生じうるという点で名誉毀損と同様であることを考慮して、通則法19条を適用または類推適用する説が有力に主張されている¹⁵⁴⁾。

153) 櫻田嘉章=道垣内正人編『注釈国際私法(1)』(有斐閣, 2011) 494頁〔出口耕自〕, 神前禎『解説 法の適用に関する通則法』(弘文堂, 2006) 133頁, 小出邦夫『逐条解説 法の適用に関する通則法(増補版)』(商事法務, 2014) 227頁, 西谷祐子「新国際私法における不法行為の準拠法決定ルールについて」NBL813号(2005) 44頁, 中西康「法適用通則法における不法行為——解釈論上の若干の問題について——」国際私法年報9号(2007) 77-78頁等。

154) 櫻田=道垣内編・前掲注153・485-486頁〔出口〕, 神前・前掲注153・134頁, 中西・前掲注153・79頁, 駒田泰土「不法行為に係る法適用通則法の運用——これまでとこれから」国際私法年報21号(2019) 45-46頁等。他方, 19条は名誉または信用の毀損についてのみ規定していることから, プライバシー侵害は不法行為の一

通則法19条が被害者の常居所地法主義を採用する趣旨は、複数の観点から説明されている。第1に、名誉毀損が複数の地において生じる場合、被害者の常居所がある国は、最も重大な結果が発生する地であると考えられる¹⁵⁵⁾。すなわち、通則法19条は、不法行為の結果発生地を原則的な連結点とする通則法17条を、名誉毀損について明確化したものと評価できる。第2に、被害者に密接な関係がある連結点を採用することで、被害者保護に資するとされる¹⁵⁶⁾。第3に、加害者は通常、被害者の常居所を知っていると考えられることから、被害者の常居所地法主義は、加害者の予見可能性にも配慮できるとされる¹⁵⁷⁾。したがって、通則法19条は、加害者の予見可能性に関する要件も課していない¹⁵⁸⁾。

これに加えて、人格権侵害についても、通則法20条から22条の規定が適用されうる。とりわけ、通則法22条の特別留保条項は、19条において被害者の常居所地法という被害者寄りの連結点を採用したこととも大きくかかわるとの指摘

↘般則である17条によるべきであるとする見解もある（小出・前掲注153・224頁。また、裁判例として、東京地判平28・11・30判タ1438号186頁。）。

- 155) 櫻田＝道垣内編・前掲注153・490頁〔出口〕、神前・前掲注153・133頁、小出・前掲注153・223頁、奥田安弘「法の適用に関する通則法の不法行為準拠法に関する規定」国際私法年報8号（2006）48頁、中西・前掲注152・78頁、高杉直「法適用通則法における不法行為の準拠法——22条の制限的な解釈試論」ジュリ1325号（2006）57頁、植松真生「新国際私法における不法行為——法の適用に関する通則法17条、18条および19条の規定に焦点をあてて——」国際私法年報8号（2006）77頁等。
- 156) 櫻田＝道垣内編・前掲注153・489頁〔出口〕、小出・前掲注153・223頁、西谷・前掲注153・44頁、高杉・前掲注155・57頁、中野俊一郎「法適用通則法における不法行為の準拠法について」民商法雑誌135巻6号（2007）937頁等。なお、中西・前掲注153・97頁注57は、弱者保護の観点のみから19条を説明することは困難であることを指摘する。
- 157) 西谷・前掲注153・44頁、小出・前掲注153・223頁、高杉・前掲注155・57頁等。
- 158) 西谷・前掲注153・44頁、神前・前掲注153・134-135頁、法制審議会国際私法（現代化関係）部会第7回会議議事録参照。また、中西康「不法行為の扱いについて」法律のひろば59巻9号（2006）38頁は、通則法17条及び18条における予見可能性がない場合とは、加害行為と結果との間に予期せぬ事情が介入することにより結果発生地が変えられた場合であるため、被害者の常居所地を連結点とする19条では予見可能性が要件とされていないとする。

がある¹⁵⁹⁾。すなわち、通則法22条があることにより、日本のメディアは、日本法さえ遵守していれば、自身の表現が不法行為となることはなく、外国に常居所を有する者からの名誉毀損等の訴えを恐れる必要がないため、通則法19条のような被害者寄りの規定も受け入れられたと考えられる¹⁶⁰⁾。

しかし、このような通則法22条の規定には強い批判がある。この規定によれば、事案の内国関連性とはかかわりなく、日本の裁判所で問題となる不法行為には、常に日本法が適用されることになり、過度な内国法の優先と考えられる¹⁶¹⁾。また、不法行為準拠法たる外国法と日本法が累積適用される結果、加害者の不法行為責任はいずれか低い方が上限となるため、加害者を実質的に保護することになる¹⁶²⁾。したがって、この規定に対しては、立法論的に削除すべきであることや、制限的に解釈すべきであることが主張されている¹⁶³⁾。

2. 若干の検討

通則法22条の規定は、EUにおける議論でも言及したダブルアクションナビリティールールに当たるものである¹⁶⁴⁾。人格権侵害に関して言えば、上述の通り、

159) 出口・前掲注3・50-51頁。

160) 実際に、通則法22条による日本法の累積適用が維持された最大の理由は、経済関係団体を中心とする実務家や報道関係者から強い意見が寄せられたことであると考えられる（小出・前掲注153・259頁、268頁注16、高杉・前掲注155・58-59頁。また、法制審議会国際私法（現代化関係）部会第17回会議及び第26回会議議事録参照。）。

161) 西谷・前掲注153・42頁、高杉・前掲注155・58-59頁。

162) 中西・前掲注158・41頁、高杉・前掲注155・59頁、種村・前掲注50・267頁。

163) 櫻田＝道垣内編・前掲注153・533頁〔神前禎〕、西谷・前掲注153・42頁、高杉・前掲注155・59-61頁、中西・前掲注153・87-90頁、中野・前掲注156・951頁、種村・前掲注50・268-281頁等。なお、この規定につき、平成18年4月18日の参議院法務委員会では、「不法行為に関する特別留保条項については、本法の運用状況を注視しつつ、国際的調和及び利用者のニーズの観点から、その必要性について更なる検討を行うこと」と、さらに同年6月14日の衆議院法務委員会では、「特に、不法行為の準拠法に関する規律については、本法の運用状況を注視しつつ、報道の自由の確保にも留意した上、国際的調和及び利用者のニーズの観点から、必要があれば見直しを行うこと」との附帯決議がなされている。

164) 上記Ⅲ 1. (1) 参照。また、櫻田＝道垣内編・前掲注153・528頁〔神前〕、西谷・前掲注153・42-43頁、横溝・前掲注150・162頁。

このルールはなお英国等において用いられているが、EUにおいて支持されているといいがたく、法廷地法は公序の例外において考慮されればよいと考えられていた¹⁶⁵⁾。もっとも、ダブルアクションナビリティールールは、表現の自由をより制限するような外国法が準拠法となる場合にも、自国における人格権と表現の自由の間のバランスに基づいて表現の自由を保護することに資するとされており、少なくとも人格権侵害との関係においては、なお通則法22条が維持されるべきとの考えもありうるところである¹⁶⁶⁾。仮にこのような見解が正当化されるとすれば、それは人格権侵害の公共性の強さを考慮し、わが国における表現の自由と人格権の保護に関する価値判断を広く貫徹すべきであるとの考えが基礎にあることになろう¹⁶⁷⁾。したがって、わが国における人格権侵害がそれほどの公的意味を持つものか否かにつき、まずは検討する必要があるように思われる¹⁶⁸⁾。さらに、法廷地法を重ねて適用するという観点からは、わが国に国際裁判管轄が認められる事案が適切に限定されているか否かも考慮する必要があるだろう。

また、通則法19条が22条による日本法の累積適用を前提としているのであれ

165) なお、Symeonides, *supra* note 49, p. 126 は、名誉毀損についてのみダブルアクションナビリティールールを維持する英国に言及する他、ダブルアクションナビリティールールを定める成文法を有する国として、アフガニスタン、アルジェリア、ペラルーシ、日本、ヨルダン、カザフスタン、北朝鮮、キルギスタン、カタール、ソマリア、スーダン、タジキスタン、ウクライナ、UAE 及びウズベキスタンの15か国を挙げる。

166) 植松・前掲注155・79頁、種村・前掲注50・270-272頁、法例11条3項に関する文献であるが、山口弘一『日本国際私法論（下巻）』（巖松堂書店、1929）451-452頁参照。

167) 上記Ⅲ 1. (1) 及び 2. 参照。

168) 上述の通り、いかなる人格権侵害に対しても日本法が累積適用されることは、国際私法の基本原則である内外法平等に反するものであり（出口・前掲注3・51頁）、国際的判決調和も確保されないこととなる（高杉・前掲注155・61頁）。とりわけ、人格権侵害のように、各国の価値判断が相当に異なりうる問題については、自国の価値判断を貫徹すべきなのかという観点において、さらなる検討を要するのではないだろうか（グローバル化時代の不法行為の規律のあり方という観点から22条に言及するものとして、種村・前掲注50・272頁。また、横溝大「レギュレーションと抵触法」国際私法年報17号（2015）122頁も参照）。

ば、22条の削除や制限的解釈は、19条にも影響を及ぼしうるのではなからうか。通則法19条では、上述の通り、加害者の予見可能性に関する要件が置かれていないが、EUにおける議論を参照すると、このような被害者寄りの連結点を採用する見解においては、多くの場合、加害者の予見可能性や、加害者が当該法域を出版物等のターゲットとしていたことを要件とし、当事者間の衡平を図っている。もっとも、この点は、人格権侵害に関する抵触規則が中立なものであるべきだと考えるか、それとも被害者保護の趣旨を強調するかによっても差異が生じうるであろう。ただし、上述の議論にもあるように、必ずしもメディア対個人という構図で人格権侵害がなされるわけではなく、とりわけインターネットの発展に伴い、ソーシャルメディア等の利用者同士で人格権侵害の問題が生じるなど、当事者間の力の差が小さかったり、むしろ被害者のほうが強い立場にあったりすることもありうる点が考慮されるべきであるように思われる。

なお、以前から、国際的な著名人について、その常居所を確定することが困難であったり、常居所地以外の地において主として活躍していたりと、加害者にとって被害者の常居所が十分に予見できなかつたり、最も重大な結果が発生した地が常居所地以外であったりする例も考えられることが指摘されている¹⁶⁹⁾。とりわけこの後者の例については、最も重大な結果が発生した地の法を準拠法とするという趣旨から、通則法19条の解釈として、被害者が活躍しており最も重大な結果が発生した国の法を準拠法とすべきとする見解¹⁷⁰⁾や、通則法20条により最密接関係地法として常居所地国以外の国の法を適用する可能性¹⁷¹⁾が示されている。その他にも、ジオブロッキング等の方法を用いて、加害者が被害者の常居所地での記事等の閲覧がなされないように対処している場

169) 植松・前掲注155・78頁、中西・前掲注153・78-79頁。

170) 中西・前掲注153・78-79頁。また、壇俊光・板倉陽一郎「インターネット上の人格権侵害について国際裁判管轄および準拠法に関する考察——平成28年の下級審裁判例を素材として」情報ネットワーク・ローレビュー17号(2019)177-179頁も参照。

171) 植松・前掲注155・79頁。

合など、被害者の常居所で結果が発生することに対して予見可能性を欠くと評価しうる例もありえよう。通則法22条を前提とした準拠法の指定自体にも立法論を含めた再考の余地があろうが、現行規定の解釈論としても、19条や20条の枠組において加害者の予見可能性をも考慮する余地が必要ではなからうか¹⁷²⁾。その際には、判断基準を具体化するにあたり、EUにおける上述の議論が参考となろう¹⁷³⁾。

V 結びに代えて

以上、本稿では、統一的人格権侵害の準拠法に関する規定の定立について、EUにおいてなされている議論を概観・分析した。人格権侵害のように、人権の衝突に関する価値判断が国によって異なる法律関係については、欧州人権条約等により一定の調和がなされているはずのEUにおいても、抵触規則の統一が困難な問題となっているようである。そのような中で、さまざまな観点から均衡のとれた抵触規則を目指す上述の議論は、わが国の抵触規則の解釈やその意義を検討する上で役立つものと考えられる。本稿は、わが国の抵触規則への示唆を指摘したにとどまるが、人格権侵害に関するわが国実質法における立場も考慮しつつ、さらなる検討を進めたいと考えている。なお、EUにおける議論からも明らかなように、抵触規則に関する議論は国際裁判管轄とも大きく

172) 通則法19条の硬直性について問題提起をするものとして、羽賀由利子「国際私法における人格に関する諸権利についての予備的考察」金沢法学61巻1号(2018)98-99頁。他方、櫻田=道垣内編・前掲注153・491頁、493頁〔出口〕は、19条が被害者保護のための属人的連結であることから、このような19条の解釈や20条の適用につき反対する。

173) なお、通則法19条については、反論請求権など、名誉毀損の特殊な救済方法がその適用範囲に含まれるか否かも問題となる(これらの救済方法が公序とかかわることを考慮し、加害者の常居所地法や発行地国法等を準拠法とすることに言及するものとして、櫻田=道垣内編・前掲注153・495-496頁〔出口〕、西谷・前掲注153・44頁。他方、小出・前掲注153・224頁は、この点についても19条によるとする)。Ⅲにおいて見た通り、EUでは、これらの救済方法については別途準拠法を定める提案がなされている。この論点については別稿に譲るが、この区別の是非についても、さらなる検討が必要となろう。

関係する。したがって、わが国における国際裁判管轄と合わせた検討も必要となろう¹⁷⁴⁾。

また、これらの議論は、人格権侵害に関する抵触規則をいかに考えるべきかにつき示唆を与えるだけでなく、各国の実質法における価値判断に重要な差異が存在する問題についていかにして準拠法を決定すべきか、すなわち、わが国の考える価値判断の実現を抵触規則の目的とすべきであるのか、それともできる限り中立的な抵触規則の定立を目指し、各法秩序を尊重すべきであるのかという点にもかかわりうるものではなからうか¹⁷⁵⁾。

このような人格権侵害の特徴に加え、インターネット上で侵害がなされうるという点も、この問題をより難しくしているといえよう。この観点においては、プラットフォーム上の規則に意義をもたせることにより、インターネットという世界により適した解決がなされる可能性が示されていた。もっとも、いかにして、どこまでこのような規則を考慮に入れるべきかは、なお問題となるところであり、この点についても今後の検討課題としたい¹⁷⁶⁾。

*本稿脱稿後、ローマII規則に関する調査が公表された (BIICL and Civic, Study on the Rome II Regulation (EC) 864/2007 on the law applicable to non- contractual obligations, JUST/2019/JCOO_FW_CIVI_0167)。これは、欧州委員会から委託を受け、2010年から2020年までのローマII規則の適用に関する問題点等を分析・評価する

174) わが国における人格権侵害の国際裁判管轄については、出口・前掲注26・17-23頁、拙稿「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄——日本法における解釈の検討を中心に」国際私法年報21号(2019)129-140頁等。なお、2019年に万国国際法学会において、人格権侵害の国際裁判管轄・準拠法及び外国判決の承認に関する決議がなされているが、ここでも、国際裁判管轄と準拠法を関連付けた形で規定を定める試みがなされている (Final Resolution: Injuries to Rights of Personality Through the Use of the Internet: Jurisdiction, Applicable Law, and Recognition of Foreign Judgments, *Annuaire de l'Institut de droit international - Session de La Haye*- vol. 80, p. 140)。

175) 横溝・前掲注168・122頁参照。

176) 横溝・前掲注150・161-162頁参照。なお、プラットフォームの利用規約の準拠法を利用者間の関係において適用することは、例外条項等により可能となると指摘されている。

人格権侵害の準拠法に関する一考察

ものであり、人格権侵害の適用除外についても言及がなされている。本調査の国別報告や実証的研究においても、人格権侵害に関する規定の統一を必要とする見解が多数を占めており、また、被害者の常居所地法を原則的な準拠法とすることの必要性が示されているとする。今後の欧州委員会等の対応に注目したい。

【付記】 本研究の一部は、2019年度関西大学研究拠点形成支援経費において、研究課題「法の支配と法多元主義」として研究費を受け、その成果を公表するものである。また、本研究は、JSPS科研費JP19K13516の助成を受けたものである。